

さらなる  
**食品の安全性の確保**  
に向けて



内閣府 食品安全委員会  
The Cabinet Office Food Safety Commission

# 食品安全委員会について

## 設立の経緯

経済社会の発展に伴い国民の食生活が豊かになる一方、我が国の食生活を取り巻く環境は近年大きく変化し、国民の食に対する関心が高まってきています。

こうした情勢の変化に的確に対応するため、食品安全基本法が制定され、これに基づいて新たな食品安全行政を展開していくことになりました。

食品安全委員会は、その要となる機関として平成15年7月1日に内閣府に設置されました。

### 食品安全行政を取り巻く状況の変化

#### 国民の食生活を取りまく状況の変化

- ・ 食品流通の広域化・国際化の進展
- ・ 新たな危害要因の出現（O157、プリオン等）
- ・ 新たな技術の開発や分析技術の向上 等

#### 食の安全を脅かす事件の頻発

- ・ BSE（牛海綿状脳症）の発生
- ・ 輸入野菜の残留農薬問題
- ・ 国内における無登録農薬の使用 等

#### 食の安全に関する国際的動向

- ・ 生産から消費に至る各段階での安全性の確保（フードチェーンアプローチ）
  - ・ 食の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提にこれを評価し、コントロールするという考え方が一般化
- リスク分析手法の導入
- 海外でのリスク評価機関の設立
  - 仏食品衛生安全庁（1999）
  - 欧州食品安全機関（2002）
  - 独連邦リスク評価研究所（2002）

食品安全基本法の制定

## 食品安全委員会の概要

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関です。

食品安全委員会は7名の委員から構成され、その下に専門調査会が設置されています。

専門調査会は、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会に加え、添加物、農薬、微生物といった危害要因ごとに13の専門調査会が設置されています。

また、事務局は、事務局長、次長、総務課、評価課、勧告広報課、情報・緊急時対応課、リスクコミュニケーション官から構成されています。

## 食品安全委員会の構成

### 食品安全委員会

てらだ まさあき てらお ただお こいずみ なおこ みかみ たけし  
寺田 雅昭 (委員長)、寺尾 允男 (委員長代理)、小泉 直子、見上 彪、  
さかもと もとこ なかむら やすひこ ほんま せいいち  
坂本 元子、中村 靖彦、本間 清一

### 専門調査会

- ・企画
- ・リスクコミュニケーション
- ・緊急時対応

### (評価チーム)

- ・化学物質系評価グループ  
添加物、農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、化学物質、汚染物質
- ・生物系評価グループ  
微生物、ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等
- ・新食品等評価グループ  
遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等

## 食品安全委員会の役割

### リスク評価（食品健康影響評価）

私たちは、一日たりとも食べ物を食べない日はありません。私たちが口にする食べ物には、豊かな栄養や成分とともに、ごく微量ながら健康に悪影響を及ぼす要因が含まれていることがあります。

「リスク評価」とは、リスク（食品を食べることによって有害な要因が健康に及ぼす悪影響の発生確率と程度）を科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に評価することです。評価は、化学物質や微生物等の要因ごとに行われ、本委員会の第一義的な役割となっています。

リスク評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告を行うことができます。

### リスクコミュニケーションの実施

リスク評価の内容等に関して、リスクコミュニケーション（消費者、食品関連事業者など関係者相互間における幅広い情報や意見の交換）を、意見交換会の開催、ホームページ等を通じて、行うこととしております。

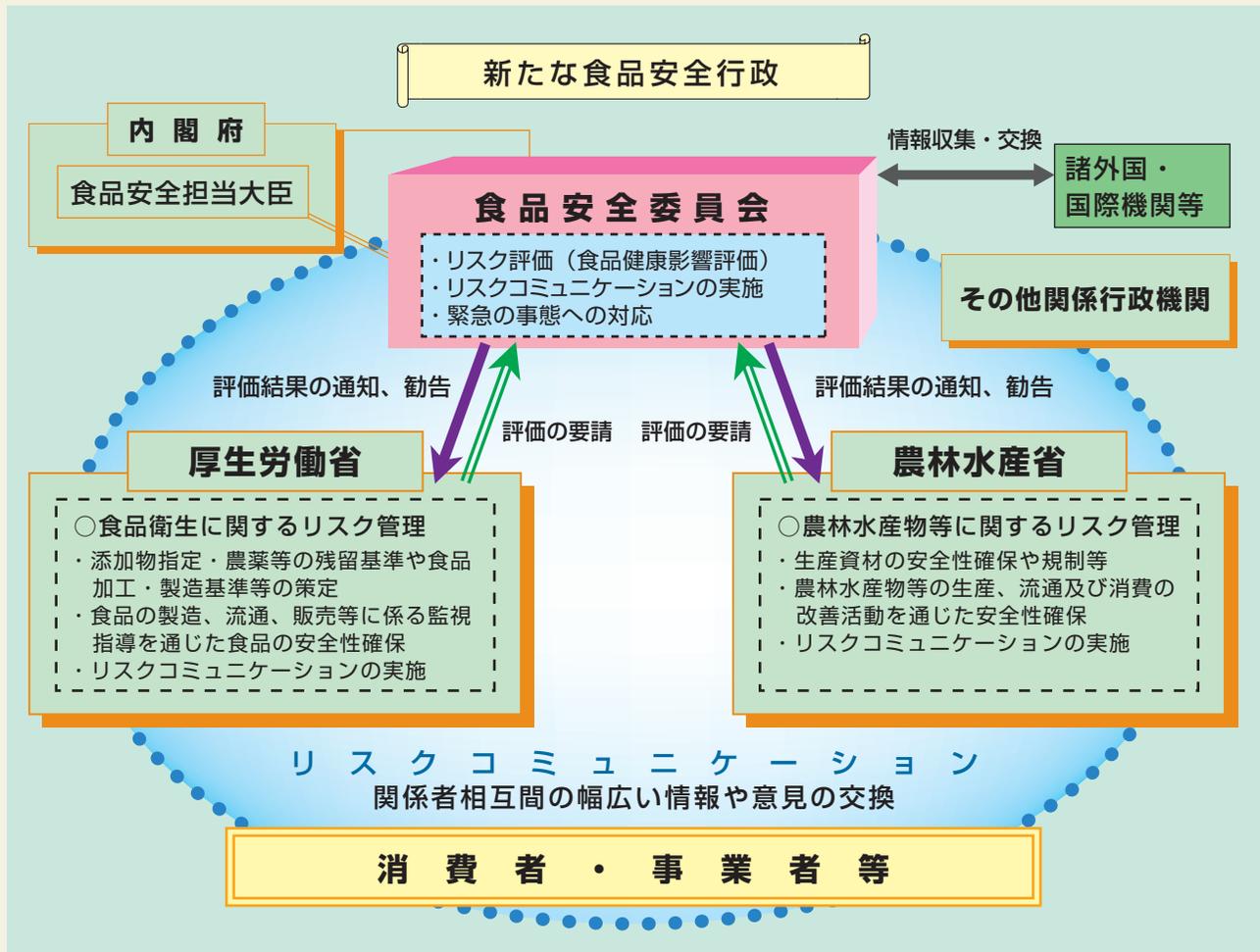
**「食の安全ダイヤル」を設けています。**

食品の安全性について、情報提供、お問い合わせ、ご意見をいただく窓口です。

電話番号 03-5251-9220・9221

### 緊急の事態への対応

緊急時において、政府全体として危害の拡大や再発防止に迅速かつ適切に対応するため、国の内外からの情報により、事態を早急に把握し、関係各省への迅速な対応の要請や国民に理解しやすい情報の提供等を行います。



## 食品安全委員会の公開について

食品安全委員会は、毎週1回開催することを例としており、原則公開とし透明性の確保に努めています。また、議事録もホームページ上で公開されます。



# 食品安全基本法について

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務・役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的に制定されました。（平成15年7月1日施行）

## 食品安全基本法のポイント

### 基本理念

- ① 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、必要な措置を実施
- ② 食品供給行程の各段階において、安全性を確保
- ③ 国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき、必要な措置を実施

### 関係者の責務・役割

- 国の責務及び地方公共団体の責務  
・適切な役割分担の下、食品の安全性の確保に関する施策を策定・実施
- 食品関連事業者の責務  
・食品の安全性の確保について、第一義的な責任を有することを認識し、必要な措置を適切に実施  
・正確かつ適切な情報提供に努める  
・国または地方自治体等が実施する施策に協力
- 消費者の役割  
・知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するように努める

### 施策の策定に係る基本的な方針

- (リスク分析手法の導入)
- リスク評価（食品健康影響評価）の実施
- リスク評価の結果に基づく施策の策定
- リスクコミュニケーションの促進

- 緊急事態への対処等
- 関係行政機関の相互の密接な連携
- 試験研究の体制整備等
- 国の内外の情報収集等
- 表示制度の適切な運用の確保等
- 教育・学習の振興等
- 環境に及ぼす影響の配慮

措置の実施に関する基本的事項の策定

食品安全委員会の設置（リスク評価の実施等）

# 食品のリスク分析について

リスク分析手法とは、健康への悪影響の発生を防止又は抑制するための科学的手法で、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」から構成されます。

## リスク分析のポイント

リスク 健康への悪影響が生ずる確率と影響の程度  
リスク分析 健康への悪影響の発生を防止又は抑制する科学的手法

### リスク評価 (科学ベース) 内閣府食品安全委員会

食品を摂取することにより人の健康に及ぼす影響について科学的に評価すること

例: 農薬の安全性評価  
一日摂取許容量  
( $\text{mg/kg}$ 体重/日)の算定等

### リスク管理 (政策ベース) 厚生労働省、農林水産省等

リスク評価結果に基づき、国民の食生活の状況等を考慮し、基準の設定や規制の実施等の行政的対応を行うこと  
(緊急暫定的な対応を含む)

例: 農薬の残留基準の設定  
米の中の残留基準  
 $\text{ppm}$ 以下に設定等

### リスクコミュニケーション

リスクに関する情報及び意見の相互交換  
例: 意見交換会の開催、パブリックコメントの実施



問い合わせ、連絡先

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10

プルデンシャルタワー6階

内閣府 食品安全委員会事務局

電話：03-5251-9218

FAX：03-3591-2237

URL <http://www8.cao.go.jp/shokuhin/>



- 交通
- \* 営団銀座線・丸の内線「赤坂見附駅」より徒歩1分
  - \* 営団南北線・半蔵門線「永田町駅」より徒歩3分  
8番出口を出て、外苑通りを溜池山王方向に進んだ左側。
  - \* 営団有楽町線「永田町駅」より徒歩4分  
1番出口を出て、メキシコ大使館方向に進む。